

西東京市地域コミュニティあり方検討委員会設置要綱

平成23年4月1日

制定

第1 設置

西東京市において、市民が互いに連携し、支え合い、助け合いながら、防災・防犯等に係る地域の課題を解決することのできる地域社会（以下「地域コミュニティ」という。）を目指すため、必要な事項の検討を行う西東京市地域コミュニティ検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの在り方に関すること。
- (2) 西東京市地域コミュニティ基本方針に関すること。
- (3) 西東京市地域コミュニティ基本方針に基づき設立された、地域活動団体及び地域住民で構成する共助のための住民自治組織（以下「地域協力ネットワーク」という。）の検証等に関すること。
- (4) 西東京市自治会・町内会等活性化補助金交付要綱（平成26年4月1日付26西生協第72号市長決裁）に規定する自治会・町内会等活性化補助金及び西東京市自治会・町内会等活性化補助金地域連携部門交付要綱（令和6年4月1日付6西生協第23号市長決裁）に規定する自治会・町内会等活性化補助金地域連携部門の検証等に関すること。
- (5) その他地域コミュニティの活性化に関すること。

第3 組織

委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 関係団体（地域協力ネットワーク・自治会等）に属する者 3人以内
- (3) 公募の市民 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項が終了するときまでとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

第8 謝金

市長は、委員（行政機関の職員を除く。）が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から適用する。